

あいち銀行「あいぎんファクシミリサービス規定」新・旧対比表

改正前	改正後	改正理由
第3条（手数料等） （1）月間基本手数料 本サービスの利用に際しては、当行所定の月間基本手数料をいただきます。月間基本手数料は、毎月当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。 （2）利用料 通知サービスは、契約口座のデータ量に応じた当行所定の利用料をいただきます。利用料は、毎月当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から一括して自動的に引落します。	第3条（手数料等） （1）月間基本手数料 本サービスの利用に際しては、当行所定の月間基本手数料をいただきます。月間基本手数料は、毎月当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書等なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。 （2）利用料 通知サービスは、契約口座のデータ量に応じた当行所定の利用料をいただきます。利用料は、毎月当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書等なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から一括して自動的に引落します。	払戻請求時の必要書類から「小切手」の文言を削除。